

第百十二回 参議院社会労働委員会會議録第一号

昭和六十三年三月一日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

一月十八日

辞任

田代富士男君

補欠選任

原田 立君

出席者は左のとおり。

委員長

関口 恵造君

理事

佐々木 満君

曾根田 郁夫君

山本 正和君

中西 珠子君

委員

石井 道子君

石本 茂君

遠藤 政夫君

田代由紀男君

田中 正巳君

前島英三郎君

宮崎 秀樹君

対馬 孝且君

浜本 万三君

渡辺 四郎君

沓脱タケ子君

内藤 功君

国務大臣

厚生大臣

労働大臣

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

藤本 孝雄君

中村 太郎君

長野 祐也君

北郷 勲夫君

厚生大臣官房総務審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

黒木 武弘君

佐藤 良正君

川崎 幸雄君

末次 彬君

多田 宏君

仲村 英一君

北川 定謙君

岸本 正裕君

古川 武温君

坂本 龍彦君

小林 功典君

長尾 立子君

下村 健君

水田 努君

木戸 脩君

渡辺 修君

土井 豊君

佐々木喜之君

浦田 勝君

清水 傳雄君

椎谷 正君

齋藤 邦彦君

齋藤 邦彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

佐藤 仁彦君

事務局側

常任委員会専門員

此村 友一君

本日の會議に付した案件

○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査

(厚生行政の基本施策に関する件)

(昭和六十三年度厚生省関係予算に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)

(昭和六十三年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(関口恵造君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を議題といたします。

これより、厚生、労働両大臣から、所信表明に引き続き、昭和六十三年度予算の説明を聴取いたします。

予算説明につきましては、その概要を聴取することとし、詳細な予算説明は本日の會議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(関口恵造君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

厚生大臣から、厚生行政の基本施策についての所信及び厚生省関係予算の説明を聴取いたします。

藤本厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) 社会労働委員会の御審議に先立ちまして、所信の一端を申し述べたいと存じます。

我が国は、今や世界で一、二を争う長寿国となっており、今後、人口の高齢化は諸外国に例のないスピードで進み、二十一世紀の前半には世界で最も高齢化の進んだ国になるものと見込まれております。

こうした中で、これからの厚生行政の一大目標は、人類が達成した偉大な財産である長寿を、いかに活用して、だれもが喜べる長寿社会を建設していくかにあります。

特に、長寿社会を財政負担の増大の面のみ強調した暗いイメージにとらえることなく、お年寄りの豊富な人生経験が社会の財産であるとの認識を持って、国民の一人一人が明るく健康で生きがいを持って暮らせるような活力ある社会づくりに努めていかなければならないと考えます。

二十一世紀に至るまでのこの数十年間は、本格的な長寿社会を迎えるための貴重な準備期間であります。

国民の英知を結集して、国民の方々すべてが安心して信頼することのできる社会保障制度を構築していく所存であります。

以下、昭和六十三年度における主要な施策について申し述べます。

まず、医療保険制度についてであります。国民健康保険の運営の安定化を図るため、今国会に国民健康保険法の改正法案を御提案申し上げてい

るところであります。この改正案では、国保制度が抱える医療費の地域差問題や低所得者問題等の当面着手すべき問題に国と地方が共同して取り組

む仕組みをつくることとしております。何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

さらに、医療保険制度全体につきましては、制度を通じて給付と負担の公平化を図られるよう引き続き検討を進めてまいりる所存であります。また、制度改革とあわせて、高齢社会にふさわしい良質な医療を効率的に提供すべく、医療システムの合理化、効率化に向けて、昨年の国民医療総合対策本部中間報告の着実な具体化を図るとともに、薬価基準や診療報酬の見直しを行うこととしております。

次に、年金制度につきましては、年金額の実質的価値を維持するため、昭和六十三年度においても特例スライド等を実施することとしております。また、老後生活をより豊かなものとするという観点から、厚生年金基金の育成、普及を図ることが急務となっておりますので、成果が得られ次第、このための法律案の御審議をお願いいたす所存であります。

寝たきり老人等要介護老人対策の一層の充実も重要であります。老後も住み慣れた地域社会で家族や隣人と暮らしていけるよう、家庭奉仕員派遣事業、デイサービス事業、ショートステイ事業等を大幅に拡充するとともに、訪問看護を初めとする総合的な在宅ケア総合推進モデル事業や寝たきり老人等の家族に介護技術を修得させるホームケア推進事業を創設することとしております。また、老人保健事業におきましても、機能訓練、訪問指導を充実する等在宅サービスを拡充してまいります。一方、引き続き特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を着実に整備するとともに、医療ケアと生活サービスをあわせて提供する老人保健施設を本格的に整備してまいります。

また、高齢者の多様化するニーズに対応するため、民間の創意工夫を生かした良質なシルバーサービスの育成に努めることとし、その一環として来年度からシルバーサービスに対する社会福祉・医療事業団の融資制度を創設したいと考えております。

今後の人口高齢化により一層深刻化するものと見込まれる痴呆性老人の問題については、調査研究の推進、介護家族への支援方策の拡充、施設対策の推進など保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進を図ってまいります。

このような施策が有効に機能するためには、各種施策が一体となって推進されることが不可欠であります。このため、保健、医療、福祉の各分野の高齢者対策を総合的に企画、推進するための組織の再編、整備を図ることとしております。

本格的な長寿社会の到来を間近に控え、高齢者一人一人の健康づくりや社会参加への積極的な取り組みがますます重要となっております。このため、本年より、地方自治体、民間団体等の協力を得て「全国健康福祉祭」を開催するほか、特に、運動習慣の普及を図り、栄養、運動、休養の調和のとれた生活様式を目指した健康づくり対策を推進してまいります。

また、人口の高齢化が進展する中で、次代の我が国をその双肩に担う児童が心身ともに健やかに生まれ育つことはますます重要となっております。このため、児童の健全育成対策に積極的に取り組むとともに、家庭基盤の充実に努めてまいります。また、障害者対策につきましても、その推進強化に努めてまいります。

次に、保健医療の分野についてであります。まず、エイズ対策につきましては、昨年二月のエイズ対策関係閣僚会議で決定しましたエイズ問題総合対策大綱に基づき、対策を推進しているところであり、今後とも、国民に対する正しい知識の普及、治療薬等の開発等の研究の充実を図っていくこととしております。また、感染者のプライバシー等個人権を守りながらその蔓延の防止を図るための後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案が継続審査となっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、精神保健医療対策につきましては、精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保を図るとともに、社会復帰施設に対する助成の強化を図るなど精神障害者の社会復帰促進のための施策に一層の力を入れて取り組んでまいります。国立病院・療養所につきましては、国立医療機関にふさわしい医療を担っていきけるよう、その機能の充実強化を図るために、再編成を着実に進めていくこととしております。

生活衛生行政につきましては、引き続き食品等の安全確保、化学物質の安全確保に万全を期してまいりるほか、水道、廃棄物処理施設の整備の一層の推進を図り、生活排水対策を含む廃棄物の適正処理に積極的に取り組んでまいります。

薬務行政につきましても、引き続き医薬品等の安全性、有効性の確保に万全を期するとともに、昨年創設した出融資制度の拡充等研究開発の振興を軸とした医薬品産業等に対する総合的な産業政策の推進を図るほか、医薬分業の推進、献血による血液確保対策、覚せい剤等の乱用防止対策等にも積極的に取り組んでまいります。

また、中国残留孤児対策につきましては、多くの孤児が帰国する時代を迎えて、中国帰国者自立研修センターの整備等定着先における受け入れ体制の整備に全力で取り組んでまいります。さらに、保健医療の分野を中心に発展途上国の我が国に対する国際協力の要請がますます大きくなっていることにかんがみ、WHOを通じてなどによりこれに積極的にこたえていく所存であります。

なお、地方事務官制度の廃止を内容とした厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、今国会への継続審査となっておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し述べましたが、厚生行政の課題は、このほか、いずれもひとつとときもゆるがせにできないものばかりであります。私は、皆様の御理解、御協力を得ながら諸問題の解決に取り組んでまいりる所存であります。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、昭和六十三年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説

明申し上げます。

昭和六十三年度厚生省所管一般会計予算の総額は十兆三千二百一十一億四千万円でありまして、これを昭和六十二年当初予算額十兆二百六十五億四千万円と比較いたしますと二千九百四十五億四千万円、二・九%の増加となっております。国の一般会計予算総額に対し一・八・二%の割合を占めております。

昭和六十三年度一般会計予算におきましては、国全体として経費の徹底した節減合理化に努め、特に経常部門経費につきましては、六十五年度までの間に特例公債依存体質からの脱却という目標を達成するため、厳しく抑制する方針のもとに編成されております。

厚生省予算につきましても、そのような基本方針のもとに、今後の高齢化社会においても、社会保障制度が安定的かつ有効に機能することを基本とし、国民健康保険制度の改革を行うこととしていりるほか、生涯を通じて健やかな充実した生活を営むことができる明るい豊かな長寿社会を築くため、健康対策や福祉対策にきめ細かな配慮を行うとともに、国際化の進展、科学技術の進歩に対応するための施策についても必要な予算を確保したところであります。

この機会に各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げます。

以下、昭和六十三年度一般会計予算における主要施策につき御説明申し上げます。

第一に、長寿社会対策につきましては、寝たきり老人等の要介護老人ができる限り家庭や地域において生活できるように家庭奉仕員派遣事業、ショートステイ事業、デイサービス事業等の拡充に努めるとともに、訪問看護を初めとする総合的な在宅ケアモデル事業や介護技術向上のためのホームケア促進事業等を新たに実施することとしたしております。

また、痴呆性老人対策につきまして、調査研究の推進、専門治療病棟の整備等を図ることとしたしております。さらに、生涯を通じて健康を確保するため、新

たな国民健康づくり対策「アクティブ80ヘルスプラン」を展開することとし、健康増進指導者の養成や健康増進モデルセンターの整備を図ることとしたしております。

第二に、疾病対策につきましては、精神障害者の社会復帰対策を推進するほか、エイズ等対策につきましても、研究費を大幅に増額するとともに啓発、相談などの事業を進めることとしたしております。

第三に、医療保険制度につきましては、国民健康保険制度につき、その運営の安定を確保するため、保険基金安定制度の創設等を内容とする制度改革を行うこととしたしております。

第四に、年金制度等につきましては、各種年金及び手当額の引き上げを行うほか、年金積立金の自主有利運用の拡大を行い、年金給付財源の強化を図ることとしたしております。

第五に、生活環境施設の整備につきましては、NTT株式の売却収入の活用も含め、所要財源を確保いたしております。

以上のほか、引き続き医薬品等の研究開発に対する出融資制度の充実、中国残留孤児対策など諸施策の推進を図ることとしたしております。

なお、冒頭に述べた財政の制約下にあつて、やむを得ず厚生年金保険及び政府管掌健康保険の国庫負担につきましても、各制度の安定運営と被保険者等の立場に十分配慮しつつ、特例措置を講ずることとしたしております。

以下、厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要を御説明申し上げます。でございますが、委員各位のお手元に資料を配付いたしてございますので、お許しを得て説明を省略させていただきます。と存じます。

何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(関口恵造君) 次に、労働大臣から、労働行政の基本施策についての所信及び労働省関係予算の説明を聴取いたします。中村労働大臣。

○国務大臣(中村太郎君) 社会労働委員会の御審

議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日の我が国は、目覚ましい発展を遂げる一方、経済構造調整の推進や内需拡大などの重要課題を抱え、また、産業構造の転換や高齢化の進展など種々の構造変化に直面しております。こうした中で、名実ともに豊かな勤労者生活を実現することが求められており、私は、そのための労働行政を積極的に推進してまいらる所存であります。

第一は、産業構造等の変化に対応した労働対策であります。今後構造変化が進展する中で、労働力需給のミスマッチにより各種の雇用問題が発生することが懸念されております。このため、新たに産業・地域・高齢者雇用プロジェクトを実施し、雇用失業情勢の均衡ある改善を図ってまいります。特に、産業雇用対策の拡充強化を図るための法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、雇用を取り巻く環境の大きな変化に適切に対処するため、新経済計画策定の動向を踏まえつつ、新雇用対策基本計画を策定することとしております。

さらに、外国人労働者問題については、労働関係法規違反に厳正に対処するとともに、いわゆる単純労働者は受け入れないというこれまでの基本方針のもとに鋭意検討を進めてまいります。

第二は、労働条件の向上と勤労者福祉の増進のための対策であります。

週休二日制の普及等労働時間短縮は、勤労者生活の充実や内需拡大等の観点から極めて重要な課題であり、週四十時間労働制に向けて労働基準法の改正も行われたところであります。このため、改正労働基準法の円滑な施行に努めるとともに、社会的、国民的合意形成の促進と労使の自主的努力に対する指導、援助に努めてまいります。

また、労働災害防止対策の一層の充実と健康の保持増進対策の推進を図るため、新たな労働災害

防止計画を策定するとともに、この計画の効果的な推進を図られるよう、労働安全衛生法の改正法案を今国会に提出することとしております。

さらに、持ち家や貯蓄といった資産の保有を促進するため、勤労者財産形成促進制度の改善を図ることとしており、そのための法律案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

中小企業労働対策については、中小企業の事業主と勤労者が共同して総合的な福祉事業を行うことを援助する等、その一層の推進を図ってまいります。

第三は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する職業生活の援助等に関する対策であります。

障害者雇用対策については、重度障害者、精神薄弱者に重点を置きつつ、障害の種類、程度に応じたきめ細かな対策を総合的に推進してまいります。

一方、輸送革新の進展等港湾労働をめぐる状況の変化に対応するため、港湾労働者の雇用の安定及び改善等を行うとともに、労働者派遣を行う体制を整備すること等を内容とする法律案を、また、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の再就職の促進等を図るため、関係法律の有効期限を延長することと内容とする法律案を、それぞれ今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

このような労働行政の展開に加え、職業能力開発対策、高齢者の雇用就業対策、パートタイム労働対策、男女の雇用機会均等の確保等女子労働者対策等を積極的に推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいります。

また、今後の経済社会の変化に伴う行政需要に的確に対応するため、労働省組織の再編を行うこととしており、中央労働委員会と国営企業労働委員会についてはこれを統合するための法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議を

お願い申し上げます。

なお、職業安定関係地方事務官制度の廃止等と内容とする法律案については、前国会から今国会へ継続審査となっており、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、昭和六十三年一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分につきまして、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千八百九十億二千九百万円で、これを前年度当初予算額四千八百八十四億三千五百百万円と比較いたしますと五億九千四百百万円の増額となっております。

次に、労働保険特別会計について御説明申し上げます。

この会計は労災勘定、雇用勘定、徴収勘定に区分されておりますので、各勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労災勘定の歳入予算額は一兆八千三百五十八億四千百万円で、これを前年度当初予算額一兆七千九百九十九億八千二百百万円と比較いたしますと四百三十八億五千八百百万円の増額となっております。

また、歳出予算額は一兆二千二百二十四億六千万円で、これを前年度当初予算額一兆七千七百九十九億九百万円と比較いたしますと三百四十五億五千二百百万円の増額となっております。

雇用勘定につきましては、歳入歳出予算額とも二兆四千二百一十一億八千八百百万円で、これを前年度当初予算額二兆二千三百七十億八千八百百万円と比較いたしますと千六百五十一億七千万円の増額となっております。

また、徴収勘定につきましては、歳入歳出予算額とも二兆八千五百十三億二千五百百万円で、これを前年度当初予算額二兆七千三百五十三億四千六百万円と比較いたしますと千五百五十九億七千九百万円の増額となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち、当省所管分として、炭鉱職者の援護対策等に必要経費として二百八十八億二千四百万円、これを前年度当初予算額百九十五億二千四百万円と比較いたしますと二十三億円の増額となっております。

昭和六十三年度の予算につきましては、特に、産業構造の転換や労働力の高齢化等の進展に適切に対処した雇用対策等に十分な配慮を行うなど限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択と財源の重点配分を行うことにより、きめ細かく、かつ、効率的な労働施策の実現を図ることといたしております。

以下、主要な事項について、その概要を御説明申し上げるべきでございますが、委員各位の御手元に資料を配付してございますので、お許しを得て説明を省略させていただきますと存じます。何とぞ、格別な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。
○委員長(関口恵造君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。
本件に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十八分散会

(参照)
昭和六十三年厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算についての説明
昭和六十三年厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和六十三年厚生省所管一般会計予算の総額は十兆三千二百一十一億四千万円でありまして、これを昭和六十三年当初予算額十兆二千六百五十五億四千万円と比較いたしますと、二千九百四十五億四千万円、二・九%の増加となっており、国の一般会計予算総額に対し、十八・二%の割合を占めております。

昭和六十三年一般会計予算においては、国全体として経費の徹底した節減合理化に努め、特に経常部門経費については、六十五年までの間に特別公債依存体質からの脱却という目標を達成するため、厳しく抑制する方針の下に編成されております。

厚生省予算につきましても、そのような基本方針の下に、今後の高齢化社会においても、社会保障制度が安定的かつ有効に機能することを基本とし、国民健康保険制度の改革を行うこととして、国民健康保険制度の改革を行うこととして、健康対策や福祉対策にきめ細かな配慮を行うとともに、国際化の進展、科学技術の進歩に対応するための施策についても必要な予算を確保したところであります。

この機会に各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げます。
以下、昭和六十三年一般会計予算における主要施策につき御説明申し上げます。

第一に、長寿社会対策につきましては、ねたきり老人等の要介護老人ができる限り家庭や地域において生活できるよう家庭奉仕員派遣事業、ショートステイ事業、デイ・サービス事業等の拡充に努めるとともに、訪問看護をはじめとする総合的な在宅ケアモデル事業や介護技術向上のためのホームケア促進事業等を新たに実施することといたしております。

また、痴呆性老人対策につきましても、調査研究の推進、専門治療病棟の整備等を図ることとしております。
さらに、生涯を通じて健康を確保するため、新たな国民健康づくり対策「アクティブ80ヘルスプラン」を展開することとし、健康増進指導者の養成や健康増進モデルセンターの整備を図ることとしております。

第二に、疾病対策につきましても、精神障害者の社会復帰対策を推進するほか、エイズ等対策につきましても、研究費を大幅に増額するとともに、

啓蒙・相談などの事業を進めることといたしております。
第三に、医療保険制度につきましても、国民健康保険制度につき、その運営の安定を確保するため、保険基金安定制度の創設等を内容とする制度改革を行うことといたしております。

第四に、年金制度等につきましても、各種年金及び手当額の引き上げを行うほか、年金積立金の自主有利運用の拡大を行い、年金給付財源の強化を図ることといたしております。

第五に、生活環境施設の整備につきましても、NTT株式の売却収入の活用も含め、所要財源を確保いたしております。
以上のほか、引き続き医薬品等の研究開発に対する出融資制度の充実、中国残留孤児対策など諸施策の推進を図ることといたしております。

なお、冒頭に述べた財政の制約下にあつて、やむを得ず厚生年金保険及び政府管掌健康保険の国庫負担について、各制度の安定運営と被保険者等の立場に十分配慮しつつ、特例措置を講ずることといたしております。

次に、厚生省所管一般会計予算を主要経費別に、その概要を御説明申し上げます。
第一は、社会保障関係費のうち、生活保護費であります。

生活扶助基準につきましても、一般国民の消費水準の動向等を考慮し、昭和六十二年に比し、一・四%引き上げることとしたほか、教育扶助基準の改善等を行うこととし、被保護人員の最近の減少傾向を勘案して、総額一兆八百九十七億四千万円を計上いたしておりますが、これは昭和六十二年に比し二百四十九億四千万円の減額となっております。

また、老人医療費については、九千七百七十九億四千万円を計上いたしております。
心身障害者等の福祉対策につきましても、「国連・障害者の十年」の後半の初年度として、特に、障害者が家庭や地域社会で生活しやすい条件を整備するため、在宅障害者デイ・サービス事業、心身障害児通園事業、小規模作業所に対する助成事業等について実施箇所数、対象人員等の拡充を図ることといたしております。

また、身体障害者、精神障害者の各相談員を増員し、障害者社会参加促進事業、日常生活用具給付等事業等を充実するほか、障害者の住みよいまちづくり推進事業の拡充等社会参加促進対策の推進を図ることといたしております。

保育対策、母子・寡婦福祉対策及び児童健全育成対策につきましても、新たに家庭児童に関する調査研究を実施するほか、保育需要の多様化に対応するための乳児保育の対象拡大、児童扶養手当の改善等を行うことといたしております。

児童手当については、昭和六十年に支給対象児童を、就学前の第二子以降の児童とするなどの改正を行い、段階的に実施を図ってまいりましたが、昭和六十三年四月から完全に新制度に移行いたします。

また、児童健全育成対策の拠点となる児童厚生施設の整備、運営につきましても引き続きその推進を図るとともに、新たに、児童厚生施設地域交流事業を行うことといたしております。

さらに、母子保健対策につきましても、先天性代謝異常等検査を充実するとともに、乳幼児健康診査の充実を図ることといたしております。

社会福祉施設の整備につきましては、特別養護老人ホーム等重度施設及びデイ・サービス施設等需要の多い施設を重点的に整備するとともに、防火安全対策として、スプリンクラー設備や非常通報装置の設置を図ることとしております。また、社会福祉施設の運営の改善につきましては、施設機能強化推進費の中に新たなメニューとして、総合防災対策強化事業を加え施設の防火・安全対策の強化を図るほか、一般生活費等の改善を図ることとしております。

以上のほか、地域社会における民間社会福祉活動の推進を図るため、福祉活動専門員を増員するほか、福祉ボランティアの町づくり事業、婦人保健事業及び地域改善事業の実施等につきましても所要の措置を講じております。

以上申し上げました社会福祉費の総額は二兆八百二十六億四千万円でありまして、昭和六十二年度に比し、六百六十八億四千万円の増額となっております。

第三は、社会保険費であります。

まず、社会保険国庫負担金であります。政府管掌健康保険及び厚生年金保険につきまして、昭和六十三年四月から常時一人又は二人の従業員を使用する法人事業所への適用拡大を行うとともに、医療費適正化を図るための施策を強力に進めることとしております。

また、政府管掌健康保険の国庫補助につきましては、健康保険法の規定により算定した額から六百五十億円を控除して得た額を繰り入れる特例措置を講ずることとし、六千五百九十五億四千万円の国庫補助金繰入れ、船員保険につきましては、七十五億四千万円の国庫補助繰入れを、それぞれ計上しており、総額七千四百六十二億四千万円を計上いたしております。

次に、厚生年金保険国庫負担金につきましては、昭和六十三年四月から昭和六十二年暦年の消費者物価上昇率に応じて特例的に年金額の改定を行うこととしております。国庫負担については、厚生保険特別会計法の規定に基づき三千六百億円を一時的繰り延べる特例措置を講ずることとしていたしまし

た結果、一兆五千九百九十四億四千万円を計上いたしております。

次に、国民年金国庫負担金であります。提出制国民年金につきまして、昭和六十三年四月から厚生年金と同様、特例的に年金額の改定を行うこととしております。

なお、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特例措置が引き続き講じられております。また、福祉年金につきましても、昭和六十三年四月から提出制年金に準じて年金額の改定を行うこととしております。さらに、旧国民年金法に基づく障害年金等について、受給者に対するサービス向上のため、年四回支払を年六回支払に改めることとし、昭和六十四年二月から実施することとしております。これらの結果、国民年金特別会計への繰入れに必要な経費として、一兆四千九百七十三億四千万円を計上いたしております。

国民健康保険制度につきましては、その運営の安定を確保するため、昭和六十三年四月から所要の制度改革を行うこととしてしております。また、医療費支出の適正化対策を引き続き強力に推進することとし、療養給付費等負担金一兆七千六百四十七億四千万円、療養給付費等補助金一千七百十億四千万円及び財政調整交付金四千七百九十九億四千万円を計上しております。これらの結果、国民健康保険助成費につきまして総額二兆三千四百七十五億四千万円を計上いたしております。

以上のほか、健康保険組合の助成については、運営の安定化対策を講ずることとしております。さらに、児童手当国庫負担等に要する経費を含め、社会保険費の総額は六兆二千四百三十二億四千万円でありまして、昭和六十二年度に比し、二千四百五十二億四千万円の増額となっております。

第四は、保健衛生対策費であります。

人生八十時代を迎え、明るく活力ある長寿社会を築くため、生涯を通じた健康づくりは、ますます重要になっております。このような見地から、新たな国民健康づくり対策「アクティブ80ヘル

スプラン」を展開することとし、また、老人保健事業については、基本健康診査の導入を一層促進するとともに、この事業を円滑かつ適正に実施するために必要な保健婦等マンパワーの拡充、市町村保健センターの整備等保健事業の基盤整備の強化を図ることとしております。

救急・へき地保健医療等地域医療対策につきましては、引き続き救急医療体制の体系的整備と機能の強化を図るとともに、へき地中核病院を中心としたへき地保健医療対策を推進するための諸施策の充実を図ることとしております。

特定疾病対策といたしましては、まずエイズ対策につきまして、正しい知識の普及、相談・指導体制の充実、国際協力及び研究の推進等の充実強化を図ることとしております。また、がん、難病、循環器疾患等に関する研究費の充実、専門医療機関の整備を促進するとともに、腎不全対策として、都道府県における腎移植推進体制の整備を図ることとしております。このほか、看護婦等医療従事者の養成確保につきましては、看護婦等養成所の整備、夜間看護体制の強化に伴う処遇改善等を行うこととしております。

次に、精神保健対策につきましては、精神障害者の社会復帰、社会参加を促進するため、新たに、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所授産施設の運営費に対する助成を行うほか、精神科救急医療体制の整備等地域精神保健医療の確保のための諸施策の充実を図ることとしております。また、痴呆性老人対策の一環として、痴呆性老人専門治療病棟の整備、スタッフの専門研修等の施策に力を入れることとしております。

原爆被爆者対策につきましては、医療特別手当等各種手当額の引上げ、健康診査の充実等を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

以上のほか、保健所運営費について、その活動の充実を図るために必要な経費を計上したほか、公的病院の助成費、保健医療施設の整備費、血液対策推進費、エイズ・A.T.L.W.ワクチン開発費、重要医薬品及びあへんの供給確保対策費など所要の経

費を計上いたしております。これらの結果、保健衛生対策費は総額五千六百四十四億四千万円でありまして、昭和六十二年度に比し、六十五億四千万円の増額となっております。

第五は、恩給関係費のうち、遺族及び留守家族等援護費であります。戦傷病者戦没者遺族等に対する遺族年金等につきましては、恩給の改善に準じて額の引上げを行うこととしております。

また、中国残留孤児等の援護対策につきましては、帰国孤児等の定着自立促進対策を充実強化するため、中国帰国者自立研修センターの設置を図ることとしております。このほか、戦没者の父母等に対し交付国債による特別給付金の継続・増額支給を行うこととしております。

これら、遺族及び留守家族等援護費として、総額一千五百二十七億四千万円を計上いたしておりますが、これは昭和六十二年度に比し、三十二億四千万円の減額となっております。

第六は、公共事業関係費のうち、環境衛生施設整備費であります。

水道施設整備費につきましては、簡易水道及び水道水源開発等の整備を引き続き推進するとともに、新たに高度浄水施設の整備を進めることとして、八百九十一億四千万円を計上いたしております。

廃棄物処理施設整備費につきましては、第六次廃棄物処理施設整備計画の第三年度として整備を促進するとともに、新たに廃棄物処理輸送の効率化を図るための廃棄物運搬中継・中間処理施設の整備及びクリーン・タウン事業を推進することとし、六百十三億四千万円を計上いたしており、環境衛生施設整備費の総額は一千五百四十四億四千万円であり、これは昭和六十二年度に比し、二億四千万円の増額となっております。

以上のほか、健康増進施設（クアハウス等）及びシルバーサービス（有料老人ホーム等）に対する融資制度の創設、医薬品、食品等の安全対策、麻薬・覚せい剤対策、環境衛生関係保健事業、厚生科学技術の振興及び国際保健医療協力事業等諸施策の推進を図るため、所要の経費を計上いたしてお

ります。

以上、昭和六十三年厚生省所管一般会計予算の概要を申し上げました。

次に、昭和六十三年厚生省所管特別会計について申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計につきましては、政府管掌健康保険につきまして、昭和六十三年における保険料率を引き続き昭和六十二年と同様の八十三とすることといたしております。また、国庫補助につきまして、健康保険法の規定により算定した額から六百五十億円を控除した額等を、厚生年金保険国庫負担金につきましては、厚生保険特別会計法の規定に基づき三千六百億円を減額した額を、それぞれ一般会計から繰入れることとし、一般会計から二兆三千七百七十五億円の繰入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第二に、船員保険特別会計につきましては、一般会計から七十五億円の繰入れを行い、歳入、歳出予算を計上いたしております。

第三に、国立病院特別会計につきましては、一般会計から一千四百四十八億円の繰入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第四に、国民年金特別会計につきましては、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特例措置を引き続き講ずることとするほか、旧国民年金法に基づく障害年金等について年四回支払を年六回支払に改めることとしており、一般会計から一兆四千九百七十三億円の繰入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

以上、昭和六十三年厚生省所管特別会計予算について申し上げます。

このほか、政府関係機関として、環境衛生金融公庫の収入、支出につきましては、予算書等により御覧いただきたいと存じます。

何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和六十三年度労働省所管一般会計及び特別会計予算説明要旨

昭和六十三年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千八百九十億二千九百四十四万円で、これを前年度当初予算額四千八百八十四億三千五百四十九万四千七百七十五円と五億九千四百四十九万四千七百七十五円との増額となつております。

この会計は、「労働勘定」「雇用勘定」「徴収勘定」に区分されておりますので、各勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労働勘定の歳入予算額は一兆八千三百五十八億四千四百四十九万四千七百七十五円と、四億九千九百九十九万四千七百七十五円との増額となつております。

また、歳出予算額は一兆二千二百四十四億六千九百九十九万四千七百七十五円と、これを前年度当初予算額一兆七千七百九十九億九千九百九十九万四千七百七十五円と、三百四十五億五千二百四十九万四千七百七十五円との増額となつております。

雇用勘定につきましては、歳入歳出予算額とも二兆四千二百一十一億八千八百四十九万四千七百七十五円と、これを前年度当初予算額二兆二千三百七十七億八千八百四十九万四千七百七十五円と比較いたしますと、千六百五十一億七千七百七十五円の増額となつております。

また、徴収勘定につきましては、歳入歳出予算額とも二兆八千五百三十三億二千五百四十九万四千七百七十五円と、これを前年度当初予算額二兆七千三百五十三億四千六百四十九万四千七百七十五円と比較いたしますと、千五百五十九億七千九百九十九万四千七百七十五円の増額となつております。

最後に、石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち、当省所管分としては、炭鉱職者の援護対策等に必要経費として二百八十八億二千四百四十九万四千七百七十五円と、これを前年度当初予算額百九十五億二千四百四十九万四千七百七十五円と比較いたしますと、二十三億円の増額となつております。

昭和六十三年度の予算につきましては、特に、産業構造の転換や労働力の高齢化等の進展に適切に対処した雇用対策等に十分な配慮を行うなど限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択と、財源の重点配分を行うことにより、きめ細かく、かつ、効率的な労働施策の実現を図ることといたしております。

次に、その主要な内容について概略御説明申し上げます。

第一は、産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策に必要な経費であります。

円高、産業構造の転換、労働力の高齢化等が進展する中で、産業・職業、地域、年齢間における労働力需給のミスマッチにより、種々の雇用問題が生じる恐れがあり、これに適切に対応した構造転換雇用対策の実施が最重要課題となつております。

このため、特定業種雇用安定助成金制度の創設や雇用関係情報の整備等による産業雇用対策の充実・強化、地域雇用開発を中心とした総合的地域雇用対策の推進、高齢者雇用特別奨励金制度の創設や各種助成金制度の活用による高齢者等の雇用機会の確保及び企業等への委託訓練を始めとする円滑な職業転換のための職業能力開発の促進を内容とした「産業・地域・高齢者雇用プロジェクト」を実施することとしております。なお、これに関連して、「特定不況業種関係労働者の雇用の安定」に関する特別措置法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところでございます。

また、第八次石炭政策に対応した炭鉱職者対策を推進するとともに、総合的雇用情報システムを活用した職業紹介・産業雇用情報提供業務等の充実等による労働力需給システムの整備及びパートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等を図るためのパートタイム労働対策要綱に基づく啓発指導の推進、パートバンクによる職業紹介体制の拡充、さらにはパートタイム労働者の総合的な福祉対策の検討等を行うこととしております。

これらに必要な経費として、一兆六千四百七十四億六千七百四十九万四千七百七十五円を計上いたしております。

第二は総合的な勤労者福祉対策に必要な経費であります。

中小企業の福利厚生には大企業に比べ、なお大きな格差があるなどの問題が見られます。

このため、中小企業の事業主と勤労者が共同して総合的な福祉事業を行うことを奨励する中小企業勤労者総合福祉推進事業を創設し、中小企業勤労者の福祉の増進を図ることとしております。

また、立ち遅れが見られる勤労者の持ち家取得や年金資産の保有を一層促進し勤労者財産形成促進制度の整備充実を図るため、「勤労者財産形成促進法」を改正し、勤労者財産形成年金貯蓄の払出制限に関する要件の緩和等を行うとともに、最高貸付限度額の引き上げ等の改善を行うこととしております。

これらに必要な経費として七百六十九億二千万円を計上いたしております。

第三は、労働時間の短縮等労働条件の向上対策に必要な経費であります。

週休二日制の普及等労働時間短縮は、勤労者生活の充実はもとより消費機会の拡大を通じての内需拡大、国際化への対応、長期的にみた雇用機会の確保等の観点からも重要な課題であります。

このため、改正「労働基準法」の段階的法定労働時間の短縮を踏まえた週休二日制の普及促進を基本に、中小零細企業における労働時間短縮改善に対する援助等改正法の円滑な施行に努めることはもとより、労働時間短縮に向けての社会的、国民的合意の形成及び産業別による週休二日制の推進等労使の自主的努力に対する指導、援助を積極的に行うこととしております。

これに必要な経費として二十六億二千万円を計上しております。

第四は、労働者の安全衛生の確保対策に必要な経費であります。

近年の著しい社会経済情勢の変化は、職場における安全衛生の面に大きな影響を及ぼしており、

労働者の安全と健康の確保がますます重要な課題となつてきております。

このため、総合的な健康の保持増進対策の推進、小規模事業場の安全衛生水準の向上などを内容とした「労働安全衛生法」の改正を行うとともに、労働者健康確保事業助成制度を創設し、労働者の心身両面にわたる健康確保に必要な人材の養成等に対する援助等を行うこととしております。

これらに要する経費として一兆四百五十八億六千二百万円を計上いたしております。

第五は、職業能力開発対策に必要な経費であります。

急速な技術革新や高齢化が進展する中で、労働者の職業生涯を通じて適切な能力開発の実施がきわめて重要な課題となつております。

このため、情報処理関連の職業訓練実施体制の充実、各教育訓練機関をコーディネートするためシステマ整備の研究等により、高度の職業能力開発の推進体制を整備するとともに、地域社会の特性に応じた公共職業訓練施設の整備、充実、職業訓練指導員の資質の向上を図ることとしております。

また、生涯能力開発給付金等各種給付金の積極的活用による民間企業における職業能力開発の推進を図ることとしております。

これらに必要な経費として千五百一億三千二百万円を計上いたしております。

第六は、長寿社会への対応に必要な経費であります。

本格的な高齢化社会の到来を迎え、経済社会の活力を維持、発展させていくためには、高齢者の雇用就業の場の確保を図ることが重要であります。

このため、六〇歳定年を基盤として、六〇歳以前半層までを含めた継続雇用の推進、高齢者の再就職の促進、定年退職後等における就業の場の確保に対する援助等総合的な高齢者の雇用就業対策を推進することとしております。

また、高齢者の職業能力開発を促進するため

の職業訓練施設の整備を行うとともに、高齢者の職域拡大や安全衛生の確保等を図るため高齢者向けME機器等の研究開発、さらには老人介護労働力の供給体制を充実し、今後急速に増大すると見込まれる老人介護ニーズに的確に対処することとしております。

これらに要する経費として二千四百億二千八百万円を計上いたしております。

第七は、男女雇用機会均等の確保等女子労働者対策に必要な経費であります。

「男女雇用機会均等法」の着実な浸透を図り、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進するとともに、育児休業制度や女子再雇用制度の普及促進等、女子労働者の就業に関する対策を推進することとしております。

これらに要する経費として二十七億七千万円を計上いたしております。

第八は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する職業生活援助等対策に必要な経費であります。

障害者の重度化等困難の度を増している障害者の雇用対策は、的確に対処しなければならぬきわめて重要な課題であります。

このため、本年4月から施行される「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、職業リハビリテーション体制を強化するとともに重度障害者、精神薄弱者に重点を置きつつ障害の種類、程度に応じたきめ細かな対策を総合的に推進することとしております。

また、輸送革新の進展等港湾労働をめぐる状況の変化に対応した港湾労働対策を推進するほか、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の早期再就職の促進を図るための援護措置を引き続き推進するため、「港湾労働法」及び「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」をそれぞれ国会に提出したところでございます。

これらに要する経費として千三百一十一億八千六百万円を計上いたしております。

第九は、労使関係安定対策に必要な経費であります。

我が国が内外の厳しい状況の下で、今後とも発展、繁栄していくためには、良好な労使関係を維持していくことが重要であります。

このため、産業労働懇話会等の労使の対話の場を活用することなどにより、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりを推進することとしております。

これらに必要な経費として八億八百万円を計上いたしております。

第十は、我が国の国際的地位にふさわしい労働外交の推進に必要な経費であります。

近年における各国間の相互依存関係の深まりとわが国の国際的地位の向上に伴い労働の分野においても積極的な対外政策を展開していく必要が高まっております。

このため、民間企業が行う職業訓練分野の国際協力に対する援助事業や、ILO等国際機関を通じて行う技術協力を拡充し、開発途上国を中心とした国際協力の積極的な推進を図ることとしております。

また、アセアン諸国等と政労使三者構成による交流、若手労働指導者招へい事業等の国際交流の推進により諸外国との相互理解、友好関係の強化を図ることとしております。

これらに必要な経費として九十五億四千五百万円を計上いたしております。

以上のほか、総合的な労働政策の推進と労働行政体制の整備及び一般行政事務等に必要経費を計上いたしております。

以上、昭和六十三年度労働省所管一般会計及び特別会計の予算について概略御説明申し上げます。

何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所制度の充実に関する請願(第四号)(第三号)(第二四号)(第二五号)(第二六号)

一、保育制度の維持、充実に関する請願(第二七号)(第二八号)(第三一号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第三九号)

一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第四六号)

一、国民健康保険制度改革に関する請願(第四七号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第五一号)

一、高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

一、障害者の働く権利の保障等に関する請願(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一二四号)

一、国民健康保険制度の改善に関する請願(第一三七号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一三八号)(第一三九号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(第一四三号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一五〇号)

第四号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願(四通)
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
砂走孝順 外一万五千二百二十二

名
紹介議員 石本 茂君
乳幼児が健全に成長する上で、必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図りたい。

一、保育所制度を堅持すること。

二、保育所措置費を充実すること。

1 一般生活費を増額すること。

2 児童用採暖費、除雪費を大幅増額すること。

3 管理費を増額すること。

三、乳児保育特別対策の対象を拡大すること。

四、保育所施設機能強化推進費を充実すること。

五、障害児保育費を充実すること。

六、延長保育対策の内容を改善すること。

七、夜間保育対策の内容を改善すること。

八、保育所における乳幼児健全育成事業を拡大すること。

九、保育所保育単価の定員区分を改善すること。

十、事務職員を全保育所へ配置すること。

十一、保育所保育料を現状維持すること。

第二三三号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 布施英雄 外一万九千五百五十四名
紹介議員 田辺 哲夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四四号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願(六通)
請願者 宮崎市原町二ノ二二 児玉辰生 外二万三千四百五十五名
紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

保育所制度の充実に関する請願(五通)
請願者 宮崎市原町二ノ二二 松村茂輔 外二万五千九十八名
紹介議員 上杉 光弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二六六号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 長崎市茂里町三ノ二四長崎県保育 団体連合会内 柏木昇 外二千二百二十八名
紹介議員 宮島 混君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七七号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育制度の維持、充実に関する請願
請願者 長崎市茂里町三ノ二四長崎県保育 団体連合会内 柏木昇 外一万四千二百九十七名
紹介議員 宮島 混君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七九号 昭和六十二年十二月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 西垣安之 外六千二百六十四名
紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四五五号 昭和六十三年一月十二日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 香川県丸亀市天満町二ノ五ノ四 横田渉 外六百六十六名
紹介議員 真鍋 賢二君
難病、慢性疾患、障害、労働災害、職業病などで長期の闘病生活を余儀なくされている患者の多くは発症原因、あるいは確たる治療法がわからないままである。このため、患者や家族は、医学の一層の進歩に期待しながら、同時に、病気になることも安心して治療に専念することができるよう社会的な対策の拡充を強く望んでいる。特に、身体障害者福祉法の対象でもなく各種制度、施策の谷間におかれた患者は強くそのことを求めている。ついては、患者、家族が安心して医療を受け、生活していけるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、難病の原因究明、治療法確立のための予算を大幅に増額するとともに、難病など各種医療費公費負担制度を拡充すること。

二、身体障害者福祉法を抜本改正し、難病など法対象範囲を拡大するとともに、施策を拡充すること。

三、医療保険制度の給付率の引上げ、適用対象制限の緩和、医学の進歩に伴う保険医療対象の拡大など制度を充実すること。

第三一〇号 昭和六十三年一月七日受理
保育制度の維持、充実に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島二ノ一八ノ八 長田正直 外五千三百二十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三九〇号 昭和六十三年一月八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 西垣安之 外六千二百六十四名
紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四五五号 昭和六十三年一月十二日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 香川県丸亀市天満町二ノ五ノ四 横田渉 外六百六十六名
紹介議員 真鍋 賢二君
難病、慢性疾患、障害、労働災害、職業病などで長期の闘病生活を余儀なくされている患者の多くは発症原因、あるいは確たる治療法がわからないままである。このため、患者や家族は、医学の一層の進歩に期待しながら、同時に、病気になることも安心して治療に専念することができるよう社会的な対策の拡充を強く望んでいる。特に、身体障害者福祉法の対象でもなく各種制度、施策の谷間におかれた患者は強くそのことを求めている。ついては、患者、家族が安心して医療を受け、生活していけるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、難病の原因究明、治療法確立のための予算を大幅に増額するとともに、難病など各種医療費公費負担制度を拡充すること。

二、身体障害者福祉法を抜本改正し、難病など法対象範囲を拡大するとともに、施策を拡充すること。

三、医療保険制度の給付率の引上げ、適用対象制限の緩和、医学の進歩に伴う保険医療対象の拡大など制度を充実すること。

四、高度専門医療の充実と地域住民の医療を確保するため、国立医療機関の機能を拡充すること。

五、在宅患者の医療、介護、生活を保障する施策を確立すること。

六、障害者雇用対策を拡充し、難病患者、内部障害者などの雇用、就労機会を確保すること。

七、鉄道、航空機運賃、有料道路料金の障害者割引制度を内部障害者にも適用すること。

八、相談、無料検診などを行う全国患者会館(難病センター)を建設すること。

第四六六号 昭和六十三年一月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県綾歌郡綾南町大字羽床下 川染美智恵 外千四百三十三名
紹介議員 真鍋 賢二君
昭和四十七年度以降の国による腎不全対策の推進によつて、人工透析療法を中心とする腎不全医療は急速に普及し、昭和六十年からの小児慢性腎疾患の予防・管理に関する研究班の発足、昭和六十一年度からの腎不全対策推進会議の設置、同じく腎移植推進月間の設定などによつて、腎疾患の予防や移植のための対策が本格的に検討され始めた。しかしながら、透析患者は引き続き増大し、その受入体制とともに予防、移植などの対策の全国的な推進はますます緊急性を要求されている。透析患者十万人時代の到来は目前に迫っており、その供給体制はともより、長期透析患者の合併症・重症患者の増大も深刻となり、透析医療費総額もますます増大している。このような状況の下で、腎臓病の発症予防、腎不全への進展防止、血液浄

化法、移植、患者の社会復帰対策など腎疾患分野における関係者の有機的連携に基づく総合的対策の確立はいよいよ急務となつてゐる。ついでには、国による保健・医療・福祉を総合化した腎疾患総合対策を早急に確立するため、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国立佐倉病院（腎移植センター）を腎臓病の発症予防、悪化防止、血液浄化法、移植、研究、管理、情報収集などを行う腎臓病総合センターとして機能づけ、各地方腎移植センターも同様に、腎移植の機能を持たせて、全国ネットワークをつくるよう努めること。

二、死体腎移植の一層の推進を図るため、腎移植センター網を拡大強化するとともに、腎移植のための広報活動の強化、腎移植協力病院、移植手術実施病院の整備に努めること。

三、透析需要の引き続く増大と腎不全患者の高齢化、重症化に備え、国公立医療機関における受入体制の整備、拡充を図るとともに、へき地、離島対策に努めること。

四、腎機能障害者の働く場の確保と就労しやすい条件づくりなど雇用対策の強化に努めること。

第四七号 昭和六十三年一月十三日受理

国民健康保険制度改革に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 桜田栄一

紹介議員 八百板 正君

厚生省は第八回国保問題懇談会に、福祉医療制度の創設、医療費地域差調整システムの導入等を中心とした国保制度改革案を提示した。しかしその内容とするところは、福祉医療制度については、低所得者の負担と給付に係る改善はほとんどなく、単に低所得者を分離するのみで福祉の名に値せず、また地域差調整システムの導入は、医療費適正化の手段・権限が与えられていない地方団体に国の負担を転嫁するものであり、医療保険行

政に対する国の責任を放棄するものにはかならない。加えて老人保健医療費拠出金の見直しは、国庫負担率の引下げを目指しただけであり、昭和六十三年度予算編成のつじつまを合わせるための、地方への負担転嫁にすぎず到底容認できない。ついでには、この改革案には強く反対するとともに、国民健康保険制度については、その安定運営を確保するため国庫負担率の改定前への還元及び医療費の適正化を強力に推進し、あわせて医療保険制度一元化の一環として、制度の運営基盤強化策を始め幅広く基本的な検討を行うようにされたい。

第五一号 昭和六十三年一月十八日受理

保育所制度の充実に関する請願（二通）

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

寺尾フミエ 外八千七百十九名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八二号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 北九州市門司区羽山一ノ二ノ一四

山下春子 外千九百九十九名

紹介議員 諫山 博君

日本は、人生八十年の長寿時代に入り、老後の生活を子どもや若い世代に頼ることは、ますます難しくなつてゐる。今後、高齢者が健康で文化的な生活をしていくためには、年金だけでは不十分であり、働く場が欲しいという高齢者の願いは、大きな社会問題にもなつてゐる。働く意欲も能力もある高齢者は多いが、高齢者を雇い入れてくれる職場は、なかなかない。現在のところ、高齢者のための就労対策は不十分である。労働者は、六十五歳以上の高齢者を労働対策の対象ではないとして、雇用開発給付金などの助成対策からしめだしている。失業対策事業についても、年齢線引きが実施されている。今、一番の問題は働かなければ生活できない高齢者の仕事をどうするかという問題である。国や地方自治体の公的な責任で、高齢

者に適した就労の場を広げ、つくりだしていくことが、必要になつてゐる。地方自治体には、高齢者が働く仕事にふさわしく、しかも住民の生活環境の維持・改善に不可欠な仕事が多くある。シルバー人材センターやミニ・シルバー、高齢者事業団などを育成し、高齢者就業機会開発事業の予算を増額して、補助を充実させるならば、地域の多岐にわたる高齢者の就業を実現できる。民間の企業の職場にも、高齢者を雇用する場合の助成措置などを年齢の制限なしに適用し充実させるならば、高齢者の持つ技能と経験をもつと多くいふことが出来る。ついでには、増大する高齢者の就労要求にこたえて、高齢者の雇用・就労対策を抜本的に充実させ、制度化するため、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国は、公園、各種公共施設の管理、清掃、除草その他、高齢者が従事するにふさわしく、住民の生活環境改善にも役立つ仕事を、高齢者の働く場として確保すること。国は、地方自治体が高齢者の働く機会を確保するために講ずる措置に対し、それを促進するために補助を一層充実させること。

二、高齢者の雇用の場を拡大するために、国は、高齢者雇用開発給付金などの助成措置を年齢の制限なく適用し、充実させること。また、企業の求人に対して、年齢で差別しないよう指導すること。

第八三三号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延二、〇八四

内野弘 外千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八四四号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 青森県三沢市桜町二ノ六ノ一六

佐々木松之助 外千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八五号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 広島市南区仁保一ノ三七ノ二八

児玉光子 外千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八六号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 名古屋市南区堤起町二ノ一三八

宮下政子 外千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八七号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 広島市西区小河内町一ノ二ノ八

福永吉子 外千九百九十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八八号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 名古屋市西区若宮町一ノ四

部つぎ 外千二百七十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八九号 昭和六十三年一月二十日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 福岡市西区拾六町団地三ノ四七

児島春枝 外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 福岡市西区野方二ノ一、二二四
紹介議員 原正一 外千九百九十九名
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一〇号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 青森県八戸市是川字中居川原一四
中村ミヤ 外千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一二号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町小夜六七
五 本間和子 外千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一三号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北九州市小倉北区南丘二ノ一五ノ
二ノ二〇一 牧野洋一 外千九百
九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一四号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 広島市西区福島町二ノ二五ノ八
高山八十男 外千九百九十九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一五号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 横浜市中区立野一八 山口トキ
外千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一六号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 島根県大田市島井町七三五ノ二
清水カズエ 外千九百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一七号 昭和六十三年一月二十日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 千葉県松戸市岩瀬二七ノ一 飯
田フキ 外千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一八号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 東京都大田区大森北四ノ一一ノ一
八 青柳莊 小泉桂太郎 外四百九
十九名
紹介議員 小笠原貞子君
生活保護や保育を始め国民生活に深く影響のある
国の負担金の削減は、昭和六十年度から三箇年に
わたつて実施され、国民生活に計り知れない影響
を及ぼしている。さらに軍事費と大企業向け予算
が増大する一方で、老人医療の有料化や医療・年
金制度を中心とする福祉・社会保障の改悪によつ
て、子ども・老人・障害者を始め国民の命と暮らし
は脅かされ、国民生活は不安な状態が続いている。
ついては、こうした国民生活を犠牲にする政府の
政策を改めて、軍事費を削つて国民の暮らしの向
上を図るため、次の事項について実現を図られた
い。

一、暮らしと福祉の国庫負担金の削減をやめ、
予算を増やして国民負担を軽減すること。
二、保育・学童保育・公費負担医療・国民健康保、

生活保護、老人・障害者・母子福祉、教育など
へのしめつけをやめ、公的制度を拡充するこ
と。

第九一九号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 千葉県野田市山崎一、〇六八ノ三
長谷川博 外四百九十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一〇〇号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 東京都葛飾区新堀五ノ六ノ八ノ三
〇八 小林すみ子 外四百九十九
名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一〇一〇号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 東京都板橋区小豆沢三ノ七ノ二四
ノ三〇 吉沢長寿 外四百九十九
名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一〇一二号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 川崎市川崎区渡田二ノ一五ノ一三
新宅莊 鈴木秀治 外四百九十九
名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一〇一三号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 群馬県前橋市国領町二ノ二ノ一八
ノ二〇六 長岡智子 外四百九十九
名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 札幌市西区登雲八ノ七 河本紀生
外四千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
昭和五十六年の国際障害者年とは、人間として平等
に生きていくという障害者の願いが実を結び、国
連の呼び掛けに障害者の社会参加を促し、平等の
権利が保障される絶好の機会として、大きな期待
をもつて迎えられた。政府も国際障害者年の十年
に実施すべき施策を、障害者対策に関する長期計
画にまとめた。しかし、政府による国庫補助金削
減を始めとする臨調・行革の福祉切捨てによつ
て、障害者は養護学校を卒業しても働く場もなく、
福祉施設も依然として不足し、年金・手当も障害
者が一人で生活できる額にはほど遠い。このよう
に、障害があるというだけで、成人になつても自
立できず、家族の負担と援助に頼るばかりに生きる
道を閉ざされている障害者は少なくない。政府は、
昭和六十二年を国連・障害者の十年の中間年とす
るとともに、障害者対策に関する長期計画の後期
重点施策を策定した。ついては、昭和六十二年か
らの五年に障害者の権利宣言を障害者施策に具体
化するため、次の事項について実現を図られたい。

一、働くことを希望するすべての障害者に、仕
事を保障し、重度障害者のための保護雇用を
創設するなど、現行の身体障害者雇用促進法
を抜本的に改正すること。また、小規模作業
所に対して運営費など必要経費を助成するこ
と。

二、障害者が、自立して生活できるよう年金・手当などを引き上げるとともに、ホームヘルパー、手話通訳などの援助者が必要な時に無料で利用できるようにすること。また、福祉施設を改善し、利用料(徴収金)は無料とする。とともに、重度・重複障害者が必要ときに入所できるよう予算を増やすこと。さらに、小規模作業所に対して運営費など必要経費を助成すること。

第一〇六号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 京都市左京区岩倉西河原町八〇
森本陽三 外四千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一〇七号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 東京都葛飾区水元一ノ六〇一
佐藤晋平 外四千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一〇八号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 長崎県南高来郡愛野町乙ノ五八五
ノ二 木村広 外四千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一〇九号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩一ノ一三ノ
二一 三池孝洋 外四千九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一一〇号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願
請願者 京都市北区等持院西町八 増見常
七 外四千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一一四号 昭和六十三年一月二十二日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 岡山市石関町二ノ一 近藤連 外
七千四百十六名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一七号 昭和六十三年一月二十六日受理
国民健康保険制度の改善に関する請願
請願者 新潟市新光町四ノ一 新潟県議会内
布施康正

紹介議員 長谷川 信君
厚生省は、国民健康保険制度を改正するため、国保問題懇談会に福祉医療制度の創設、地域差調整システムの導入、老人保健医療費拠出金の見直しを内容とする国保制度の課題と改革の基本的な考え方を提示した。この改革案は、国庫負担の削減に主眼が置かれているため、福祉医療制度の創設については、低所得者自身の自己負担と給付改善がみられず、単に低所得者層を分離し、公費の一部を地方に押しつけるものであり、また、地域差調整システムの導入は、医療費について適正化を図る手段・権限を与えられていない地方公共団体に対し、国庫負担削減分の負担を求めるものである。このことは、単に地方への負担転嫁を行うにすぎないものであり、巨額の借入金を抱える地方財政を更に悪化させることとなる。ついで、国民健康保険制度の安定運営を確保するため、今後、幅広く基本的な検討を行い、抜本的な改善策を樹立されたい。

第一三八号 昭和六十三年一月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
新潟県保育連盟内 大山隆 外八
千六百六十六名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三九号 昭和六十三年一月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
高橋基文 外六千二百二十九名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四三三号 昭和六十三年一月二十六日受理
暮らしと福祉の国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 東京都小金井市本町三ノ一四ノ四
武本美代子 外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一五〇号 昭和六十三年一月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
岩堀法道 外八千七百九十九名

紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置

法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「三十年」を「三十五年」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十三年六月三十日」を「昭和六十八年六月三十日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所制度の充実に関する請願(第一五四号)(第一五七号)(第一六〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)

一、覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願(第一六六号)(第一六九号)

第一五四号 昭和六十三年一月三十日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
中辻利夫 外七千六百六十五名

紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五七号 昭和六十三年二月二日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

大沼信隆 外四千三百八十六名

紹介議員 本村 和喜君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六〇号 昭和六十三年二月三日受理

保育所制度の充実に関する請願（十一通）

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

吉田武人 外一万二千二百六名

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六二号 昭和六十三年二月四日受理

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県富士市富士見台六ノ四ノ九

野口恵子 外千九百九十九名

紹介議員 飯田 忠雄君

原爆は、今もなお被害者に深い傷跡を残し、苦しめ続けている。被害者は、その体験から、再び被害者をつくるなど、だれよりも強く訴えている。その願いにもかかわらず、大国の核軍拡競争は激しさを加え、世界は核戦争の危機に瀕している。ついでには、日本の非核の証として、次の事項を内容とする原爆被害者援護法を即時制定されたい。

一、再び被害者をつくらぬとの決意をこめ、原爆被害に対する国家補償を行うことを趣旨とすること。

二、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給すること。

三、被害者の健康管理・療養をすべて国の責任で行うこと。

四、被害者全員に被害者年金を支給すること。障害を持つ者には加算すること。

第一六三号 昭和六十三年二月四日受理

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願

請願者 新潟市信濃町二〇ノ一七 中村きよみ 外千九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一六四号 昭和六十三年二月四日受理

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島市中区舟入幸町一ノ一九ノ九

〇四 中嶋光裕 外三千四百五十三名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一六五号 昭和六十三年二月四日受理

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島市安芸区船越一ノ四ノ一二

山下一男 外九百九十九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一六六号 昭和六十三年二月四日受理

覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二

長野県議会内 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

我が国における覚せい剤の乱用は、戦後第二の乱用期にあり、昭和五十六年以降の検挙人員は毎年二万人を超え、押収量も数百キログラムに及び毎年史上最高を更新しており、長野県においても、昭和五十三年以降の検挙人員は、年間二百人前後を数え、押収量も二十年間平均して百二十グラム程度に達し、極めて憂慮される現状にある。これら覚せい剤を中心とした薬物は、そのほとんどが暴力団によつて密輸入され、一般市民層に密売されるなど、暴力団の重要な資金源になっている。また、覚せい剤等の乱用は、人間の身体をむしばみ家庭生活はもちろぬ、社会秩序を破壊し、ひいては民族の存亡にもかかわる重大な社会問題である。ついでには、これら薬物の乱用を拒絶する社会環境の確立や、犯罪の実態に即応した取締体制の強化等総合的な対策を講ぜられたい。

第一六九号 昭和六十三年二月四日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

金子利成 外四千五百十五名

紹介議員 福田 幸弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

当該事情に関連する内外の経済的事情の著しい変化により生ずる事態であつて雇用に影響を及ぼすおそれがあるものが生じていると認められる場合において、当該相当数の事業所に含まれる事業所であること。

口 内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野における事業活動及び雇用に關する状況に準ずる状況が生じていると認められる業種に係る事業所であること。

第二条に次の一項を加える。

5 労働大臣は、第一項第四号の労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第三条第一項中「特定不況業種事業主」の下に「又は特例事業所の事業主」を、「事業所」の下に「又は特例事業所」を加える。

第四条第一項中「係る事業所」の下に「及び特例事業所」を加え、「事業分野」を「事業分野等」に、「当該」を「これらの」に改める。

第二章の章名中「計画及び再就職援助等計画」を「計画等」に改める。

第六条の前の見出し中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第一項中「関し、再就職の援助その他の雇用の安定」を「ついでに講じようとする雇用の維持のための措置及び当該措置を講じてもなお離職を余儀なくされる者の再就職の援助のための措置」に、「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第二項及び第三項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第四項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、「再就職の援助その他」を削る。

第七条中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

第八条を次のように改める。

（特例事業所の事業主の作成する失業の予防のための措置に関する計画）

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第

四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該特例事業所に雇用する労働者について講じようとする失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該計画を変更したときも、同様とする。

2 第六条第二項及び第四項の規定は、前項に規定する計画を作成し、又は変更する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章の章名中「助成及び援助」を「措置」に改める。

第九条に見出しとして「失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、により再就職援助等計画の認定を受けた特定不況業種事業主」を「による認定を受けた雇用維持等計画又は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に基づき、事業の転換による雇用の確保、職員の転換のために必要な教育訓練の実施その他の失業の予防に資すると認められる措置を講ずる特定不況業種事業主及び特例事業所の事業主」に、「特別の配慮をする」を、「特別の措置を講ずる」に改める。

第十条を次のように改める。

(特定不況業種事業主等が雇用する労働者に対する職業訓練)

第十条 国及び雇用促進事業団は、前条第二項に規定する教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。

第十一条の見出しを「特定不況業種離職者に

対する職業訓練」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずる場合について準用する。

第十三条中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

第十四条第一項中「(他の事業主から委託を受けて、当該他の事業主の行う事業に関し、製造修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものをいう。第二号及び次項において同じ。)」が、当該他の事業主の行う当該委託に係る事業の属する業種が特定不況業種として指定された日前に、当該を、第二条第一項第二号に規定する委託を受けて業として行われる」に改め、同項第一号中「指定の」を「関連下請事業主に係る特定不況業種に属する事業の事業主の行う当該事業の属する業種が特定不況業種として指定された」に改める。

第十九条、第二十条及び第二十一条第二項の規定中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

附則第十條中「昭和六十三年六月三十日」を「昭和七十年六月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、附則第十條の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に離職したこの法律による改正前の特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第二條第一項第三号に規定する特定不況業種離職者に対する旧法第十三條第一項に規定する特定不況業種離職者求職手帳(次項において「手帳」という。)の発給については、なお従前の例による。

る。

2 施行日以後に離職した旧法第二條第一項第三号に規定する特定不況業種離職者であつて、この法律の施行の際現に旧法第六條第三項又は第七條第一項の規定により認定されている再就職援助等計画に含まれているものに対する手帳の発給については、なお従前の例による。

(船員保険法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ十二ノ三第一項第一号イ

二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十号の十一

三 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十二條の二第一項第一号イ

四 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)附則第二項

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第十六号)第四條第五十一号及び第十條第一項

二月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願(第一七〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)

一、歯科保険医療制度の改善に関する請願(第一七九号)(第一八〇号)

一、覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願(第一八三号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一八九号)(第一九一号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第一九三号)

一、保育制度の維持、充実に係る請願(第一

九四号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第二〇一

号)

一、保育制度の維持、充実に係る請願(第二〇二

号)

一、暮らした福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(第二〇三号)

一、歯科保険医療制度の改善に関する請願(第二〇四号)

第一七〇号 昭和六十三年二月五日受理

覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二長野県議会内 小林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一七四号 昭和六十三年二月五日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県田方郡大仁町三福八ノ五 鈴木温 外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一七五号 昭和六十三年二月五日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市田沼一ノ二三ノ二四 杉本金富 外九百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一七七号 昭和六十三年二月五日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島市佐伯区五日市町坪井一、一四ノ一 藤本聖 外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一七九号 昭和六十三年二月五日受理

歯科保険医療制度の改善に関する請願

請願者 福島市清町一ノ一〇ロイヤルレジデンス 田中順 外百三十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

一、患者負担を増大させる特定療養費を広げないこと。

二、成人の七割がかかっている歯槽膿漏の治療の不合理を是正し、義歯（入れ歯）などの保険の技術料を改善すること。

三、寝たきり老人などの在宅歯科医療を進めるための施策を図ること。

四、健保・国保の保険給付を引き上げ、老人・乳幼児の医療費を公費負担にすること。

理由

(一)特定療養費制度は、患者の負担増に歯止めがなくなり、保険医療が後退する。(二)義歯（入れ歯）の治療費が極端に低い。歯科医が十分に技術を使えない。歯槽膿漏の治療は、保険では二つのコースに分けられ同じ手術でも点数が違い、同じ治療内容でも、患者の年齢や歯の数で治療費に差別がある。(三)寝たきり老人など、通院が困難な人の治療について何の対策もない。(四)自己負担が重いため受診を手控える人が増えている。重症になつてからは、余計に費用も日数も掛かる。健保・国保の保険給付を引き上げ、老人や乳幼児の医療は公費負担にすべきである。

第一八〇号 昭和六十三年二月五日受理

歯科保険医療制度の改善に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前三ノ四ノ八 古賀猛 外三百三十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一八三号 昭和六十三年二月五日受理

覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二 長野県議会内 登内英夫

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一八九号 昭和六十三年二月五日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松町宗吉三五ノ一三 砂田重樹 外三千三百三十三名

紹介議員 伏見 康治君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一九一号 昭和六十三年二月八日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松町飯田一、六六三ノ一七八 渡辺康弘 外四千八百六十二名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一九三号 昭和六十三年二月八日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 伊藤義明 外千四百六十六名

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九四号 昭和六十三年二月八日受理

保育制度の維持、充実に関する請願

請願者 京都府向日市物集女町北ノ口六五ノ二 津田達司 外七千八百二十七名

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九七号 昭和六十三年二月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市藤岡一ノ五ノ五 市川孝 外九百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一九八号 昭和六十三年二月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 札幌市北区北三十八条西六丁目 佐合和枝 外九百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一九九号 昭和六十三年二月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島県賀茂郡河内町大字入野七〇〇ノ一 松島博 外九百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二〇〇号 昭和六十三年二月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸三条一八ノ三ノ一ノ六二三 大室栄信 外二百三十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

請願者 長崎市茂里町三ノ二四長崎県保育団体連合会内 柏木昇 外二千五百十七名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇二号 昭和六十三年二月九日受理

保育制度の維持、充実に関する請願

請願者 長崎市茂里町三ノ二四長崎県保育団体連合会内 柏木昇 外二千七百五十八名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇三号 昭和六十三年二月十日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 岡山市津島西坂二ノ九ノ三六 長崎司 外千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二〇四号 昭和六十三年二月十日受理

歯科保険医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ三ノ九高橋テラービル 岸信之 外八百七十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所制度の充実に関する請願第二一六号

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二一八号）（第二一九号）（第二二〇号）（第二二三号）（第二二四号）（第二二五号）（第二二六号）

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

する請願(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二七五号)(第二七六号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八一号)(第二八二号)(第二八三号)(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)

一、原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(第二八九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二九〇号)(第二九一号)(第二九五号)(第三二六号)

第二二六号 昭和六十三年二月十五日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 秋田県保育協議会内 岸登 外三千八百九十七名
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二八号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岡山県井原市井原町三、二九九 三宅有 外九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二九号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府住吉区長居四ノ一二ノ一七 高瀬龜市 外二千三百十九名
紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二〇号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田四 五三ノ三 佐藤ミサヲ 外二千七百三十四名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二三号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)
請願者 東京都渋谷区富ヶ谷一ノ四二ノ二 森義昭 外三千九百八十三名
紹介議員 前田 熊男君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二四号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井県坂井郡丸岡町朝陽 伊東俊 裕 外五千五百六十九名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二五号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 高知市新田町四八ノ一三 恩地八 重子 外四百六十四名
紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二六号 昭和六十三年二月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県長浜市宮司町七二七 入江 次郎 外六百七十九名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

請願者 横浜市神奈川区青木町二ノ一 寺 本由紀子 外四千九百九十九名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六〇号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区法泉三ノ一六ノ 一一 前田武治 外四千九百九十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六一号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市南区六ツ川一ノ三二七ノ三 渡辺珠子 外四千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六二号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市中区永田みなみ台一ノ五ノ 一、〇〇八 椿久則 外四千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六三号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市旭区中沢町一〇 鈴木純子 外四千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六四号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市中区永田東一ノ三三ノ一七 中嶋英吉 外四千九百九十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六五号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 横浜市港南区野庭町六一五ノ一ノ 一七四 宮治嘉代子 外四千九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六六号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 川崎市高津区明津一五五元住吉 ガーデンハイイツ二〇二 細見吉夫 外四千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六七号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町四ノ二ノ六 加藤末一 外四千九百九十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二六九号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西二ノ一ノ二
〇 鈴木久美子 外四千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七〇号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町一ノ七ノ三
岡地恒夫 外四千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七一号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 東京都品川区二葉二ノ七ノ一二
三野官勝二 外四千九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七二号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区旭町二ノ二ノ一二
国吉軍次 外四千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七三号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区勝田町二六六ノ一勝
田団地二九ノ二〇五 茅島松雄
外四千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七四号 昭和六十三年二月十七日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願

請願者 山梨県都留市田原一ノ一三ノ三
藤江彦三郎 外四千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二七五号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都台東区東上野七ノ六ノ一
山本勇 外二千五百名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二七六号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都練馬区立野町三二ノ一〇
坂井寅造 外二千四百名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二七八号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者 神奈川県大和市下鶴間三、九六三
佐藤フミ 外三千九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二七九号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

紹介議員 鳴崎 均君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八〇号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県宇部市草江四ノ五ノ七
田興二 外二千二百名

紹介議員 二木 秀夫君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八一号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井県敦賀市三島二ノ七ノ二三
安川健治 外千五百六十八名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八二号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者 三重県四日市市茂福町四ノ一
木康代 外四千六百三十九名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八三号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 石川県松任市長竹町三四〇ノ一
山森美 外千五百名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八四号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡大見町奈良 中越
照若 外千七百六十七名

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(三通)
請願者 茨城県鹿島郡大野村荒井六〇三ノ
二三 江波戸昭義 外六千八百三十五名

紹介議員 曾根田郁夫君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八六号 昭和六十三年二月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道檜山郡江差町字大洞 堀田
義則 外六千六百五十七名

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八九号 昭和六十三年二月十八日受理
原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願

請願者 広島県大竹市御園台六ノ一三 田
淵卓 外四千九百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九〇号 昭和六十三年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒一ノ二ノ二二
ノ六一〇 清水淳一 外二千五百名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二九一号 昭和六十三年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府生野区箕中四ノ七ノ二〇
荻田武光 外二千七百三十三名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三二五号 昭和六十三年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町岩瀬下夕野一
八六 小林純 外千九百九十名

紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三二六号 昭和六十三年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 高知県中村市右山天神町一〇ノ一

二幡多病院 中野誠一 外三百八

名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

昭和六十三年三月五日印刷

昭和六十三年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局